

令和 7 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員について（案）

＜考え方＞

各病院の令和 7 年度の募集定員については、別紙のとおり各病院の希望定員数どおりとする。

○各病院の希望定員 合計（内訳は別紙）	109人
○厚生労働省が決定した令和 7 年度の大分県の募集定員上限	112人
※参考：令和 6 年度の大分県の募集定員合計	110人

1. 募集定員の設定について

令和 2 年度より（令和 3 年度から研修を開始する研修医募集定員から）、病院ごとの募集定員の設定が都道府県に権限移譲された。都道府県は、厚生労働省が決定した募集定員の上限の範囲内で各病院ごとの定員の設定を行う。

令和 7 年度定員及び配分定員の算定方法については、令和 6 年 4 月 1 2 日までに地域医療対策協議会の審議を踏まえ、九州厚生局あてに報告を行う必要がある。

2. 大分県の募集定員の設定方法について

設定方法については、従来どおり病院の希望数を基本とし、各病院の希望数が上限を上回った場合は、地域医療対策協議会で配分先を検討・調整することとする。

3. 各病院の定員希望について

各病院へ定員希望調査を行った結果、国立病院機構別府医療センターのみ前年比 1 名増、その他は、現行定員数が研修の質を保てる適正数という理由で令和 5 年度と同数の要求であった。

なお、令和 6 年 3 月末にて基幹型臨床研修病院の指定取消しを希望している済生会日田病院については、定員設定の対象から除外している。

令和7年度から研修を開始する研修医の募集定員(案)

【考え方】

各病院の希望定員数の合計が、国が示した大分県の上限を下回るため、各病院の希望する人数とする。

【病院ごとの定員希望等】

病院名	令和6年度 定員	令和7年度 希望定員	令和7年度 定員(案)	(参考) 前年度から の増減
国立病院機構 別府医療センター	8	9	9	1
大分県立病院 (※自治医含む)	17	17	17	0
大分大学医学部 附属病院	44	44	44	0
大分大学医学部 附属病院(小・産)	4	4	4	0
社会医療法人敬和会 大分法岡病院	5	5	5	0
中津市市民病院	6	6	6	0
大分県厚生連 鶴見病院	4	4	4	0
大分中村病院	4	4	4	0
国立病院機構 大分医療センター	2	2	2	0
大分赤十字病院	5	5	5	0
大分県済生会 日田病院	2	—	—	-2
新別府病院	4	4	4	0
大分市医師会立 アールメィダ病院	5	5	5	0
大分県計	110	109	109	-1
大分県募集定員上限	112			

※R6.3 基幹型
指定取消し予定

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和 7 年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限及び
令和 7 年度から開始する基礎研究医プログラムの募集定員について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、令和 5 年 12 月 1 日及び令和 6 年 1 月 19 日に開催した医道
審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、①令和 7 年度から臨床研
修を開始する研修医の募集定員上限を別紙 1 のとおり、②令和 7 年度から開始
する基礎研究医プログラムの募集定員を別紙 2 のとおり決定しましたのでご連
絡します。

①については、令和 6 年 4 月 12 日（金）までに、地域医療対策協議会等の
審議を踏まえ、別紙 1 に記載の募集定員上限の範囲内で管内臨床研修病院の定
員配分及び当該定員の算定方法について、管轄する地方厚生局医事課宛てご提
出願います。

②については、令和 6 年 10 月 31 日時点における以下の情報を別添様式に
記載し、地方厚生局医事課宛てご提出願います。なお、これらの情報は、今後、
本プログラムの在り方を検討する際に活用させていただきます。

- ・ 研修医の選考方法
- ・ プログラムへの応募人数
- ・ 研修医の内定結果

令和7年度臨床研修 都道府県別募集定員の上限

別紙1

	地理的条件等による加算									直近の採用数等の保障					3.2%まで戻すための追加配分	R7募集定員上限(※5)	
	R6年度募集定員上限	R6年度病院募集定員合計(※1)	基本となる数(全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学生数で按分)※2	地域枠による加算(※3)	地理的条件(100km ² 以下)※4				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近(R5年度)の採用数	①×0.99と⑥のうち少ない方	仮上限に不足数	仮上限と昨年実績との差	仮上限から削る数(不足数の合計を⑨で按分)			
					④-1	④-2	④-3	④-4									⑤
	①	①'	②	③	④-1	④-2	④-3	④-4	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
									②+③+④			⑦-⑧	⑤-⑥			⑤+⑧-⑩+⑪	
北海道	438	441	362	25	37	3	0	0	427	338	0	0	0	0	0	0	427
青森	182	156	102	70	11	0	0	0	183	72	0	0	111	10	0	0	173
岩手	146	125	100	41	10	0	0	0	151	69	0	0	82	8	0	0	143
宮城	229	229	193	14	14	1	0	0	222	175	0	0	0	0	0	0	222
秋田	119	109	79	34	8	0	0	0	121	73	0	0	48	5	0	0	116
山形	120	120	88	22	9	1	0	0	120	61	0	0	0	0	0	0	120
福島	196	174	126	61	13	0	0	0	200	124	0	0	76	7	0	0	193
茨城	265	250	200	66	0	0	1	0	267	197	0	0	70	7	0	0	260
栃木	198	198	161	17	12	0	0	0	190	168	0	0	0	0	2	0	192
群馬	162	147	135	20	10	0	0	0	165	115	0	0	50	5	0	0	160
埼玉	538	498	517	35	0	0	0	0	552	447	0	0	105	10	0	0	542
千葉	497	497	441	50	0	0	0	0	491	475	0	0	0	0	0	0	491
東京	1,280	1,281	1,186	25	0	7	1	0	1,219	1,273	1,267	48	0	0	0	0	1,267
神奈川	667	668	650	18	0	0	0	0	668	641	0	0	0	0	0	0	668
新潟	229	229	152	24	11	12	0	0	199	147	0	0	0	0	23	0	222
富山	111	111	86	16	7	0	0	0	109	87	0	0	0	0	0	0	109
石川	130	135	94	13	7	0	0	0	114	87	0	0	0	0	17	0	131
福井	92	92	64	13	5	0	0	0	82	52	0	0	0	0	7	0	89
山梨	114	83	68	38	5	0	0	0	111	63	0	0	48	5	0	0	106
長野	171	172	142	15	10	0	0	0	167	136	0	0	0	0	0	0	167
岐阜	190	190	137	37	10	0	0	0	184	144	0	0	0	0	0	0	184
静岡	306	306	252	61	0	1	0	0	314	281	0	0	0	0	0	0	314
愛知	571	573	528	28	0	1	0	0	557	557	0	0	0	0	0	0	557
三重	181	167	123	48	9	1	0	0	181	135	0	0	46	4	0	0	177
滋賀	130	130	103	4	8	1	0	0	116	117	117	1	0	0	9	0	126
京都	253	261	200	7	0	0	0	0	207	260	250	43	0	0	3	0	253
大阪	637	652	618	18	0	0	0	0	636	628	0	0	0	0	0	0	636
兵庫	409	414	380	22	0	2	0	0	404	404	0	0	0	0	0	0	404
奈良	128	128	107	13	0	0	0	0	120	106	0	0	0	0	4	0	124
和歌山	127	127	76	38	6	0	0	0	120	94	0	0	0	0	3	0	123
鳥取	85	85	46	21	4	0	0	0	71	46	0	0	0	0	11	0	82
島根	97	78	56	28	6	5	0	0	95	53	0	0	42	4	0	0	91
岡山	197	201	157	8	12	1	0	0	178	178	0	0	0	0	17	0	195
広島	221	209	194	27	0	3	0	0	224	178	0	0	46	4	0	0	220
山口	137	132	111	19	8	1	0	0	139	105	0	0	34	3	0	0	136
徳島	78	78	59	12	5	1	0	0	77	48	0	0	0	0	0	0	77
香川	107	107	79	14	0	9	0	0	102	73	0	0	0	0	2	0	104
愛媛	138	141	108	23	8	4	0	0	143	88	0	0	0	0	0	0	143
高知	98	98	57	26	4	1	0	0	88	69	0	0	0	0	7	0	95
福岡	414	414	407	4	0	1	0	0	412	383	0	0	0	0	0	0	412
佐賀	86	86	68	5	0	1	0	0	74	52	0	0	0	0	9	0	83
長崎	149	146	108	22	0	31	0	0	161	90	0	0	71	7	0	0	154
熊本	146	146	121	6	9	1	0	0	137	88	0	0	0	0	4	0	141
大分	117	110	94	14	7	1	0	0	116	77	0	0	39	4	0	0	112
宮崎	118	110	89	26	7	1	0	0	123	54	0	0	69	6	0	0	117
鹿児島	171	148	112	16	8	34	0	0	170	121	0	0	49	5	0	0	165
沖縄	164	164	109	23	0	30	0	0	162	159	0	0	0	0	0	0	162
計	11,339	11,116	9,443	1,187	280	155	2	0	11,069	9,388		93	986	93	116	0	11,185

(※1) 都道府県が、各病院の募集定員を2人以上とするための加算をすることにより、病院募集定員合計が募集定員上限を上回る場合がある(令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うよう改めることとする)

(※2) 「研修医総数推計値」は、令和7年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.896)を乗じて算出

→ 令和7年度研修希望者数推計値 10,540人 × 0.896 = 9,443人

(※3) 地域枠学生数(実績)に今回の倍率(1.05)を乗じて算出

(※4) 面積当たり医師数については、全国の平均値よりも少ない場合等に加算

(※5) ⑥から⑩の計算は、直近の採用数等の保障による激変緩和のための加減であり、追加する都道府県の定員は、他の都道府県の「仮上限」から、当該都道府県の「仮上限」と直近の採用数との差に応じて削減することにより調整。ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外(⑨=0)とする

⑫の計算は、令和6年度の募集定員上限等(令和6年度の募集定員上限(①)又は令和6年度の病院募集定員合計(①'))のうちいずれか多い方の数値をいう。以下同じ)からの減少率が3.2%(過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを)を上回る都道府県(令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分している都道府県に限る)に対して、令和6年度の募集定員上限等からの減少率が3.2%となるまで加算

(※6) 四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

令和7年度の各都道府県の 募集定員上限について

1

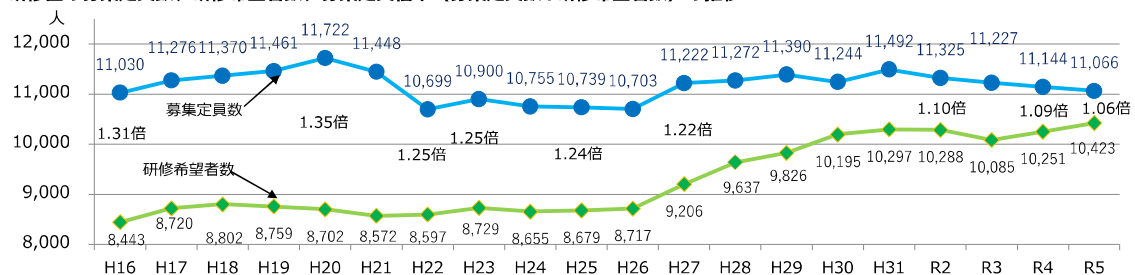
臨床研修医の募集定員について

臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。このため、平成22年度研修から各都道府県の募集定員上限を設定し、研修医の偏在是正を図っている

- 平成16年度
 - ・研修医の募集定員は、全国の定数管理や地域別の偏在調整が行われず募集定員倍率（研修希望者数に対する募集定員数の比率）が1.3倍を超える規模まで拡大
- ↓
- 平成22年度～
 - ・平成22年度から臨床研修を開始する研修医について、厚生労働省が各都道府県の募集定員上限を設定

臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ（平成21年2月18日 臨床研修制度のあり方等に関する検討会）
 (2) 募集定員や受入病院のあり方の見直し
 ○研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、人口分布を始め医師養成規模・地理的条件等を考慮した都道府県別の募集定員上限を設定する。
- ↓
- 平成27年度～
 - ・募集定員倍率を令和2年度に向けて約1.10倍まで縮小する
- ↓
- 令和3年度～
 - ・募集定員倍率を令和7年度に約1.05倍まで縮小する
 - ・令和3年度から臨床研修を開始する研修医について、各都道府県が、厚生労働省が設定した各都道府県の募集定員上限の範囲内で、当該都道府県内の病院の募集定員を設定

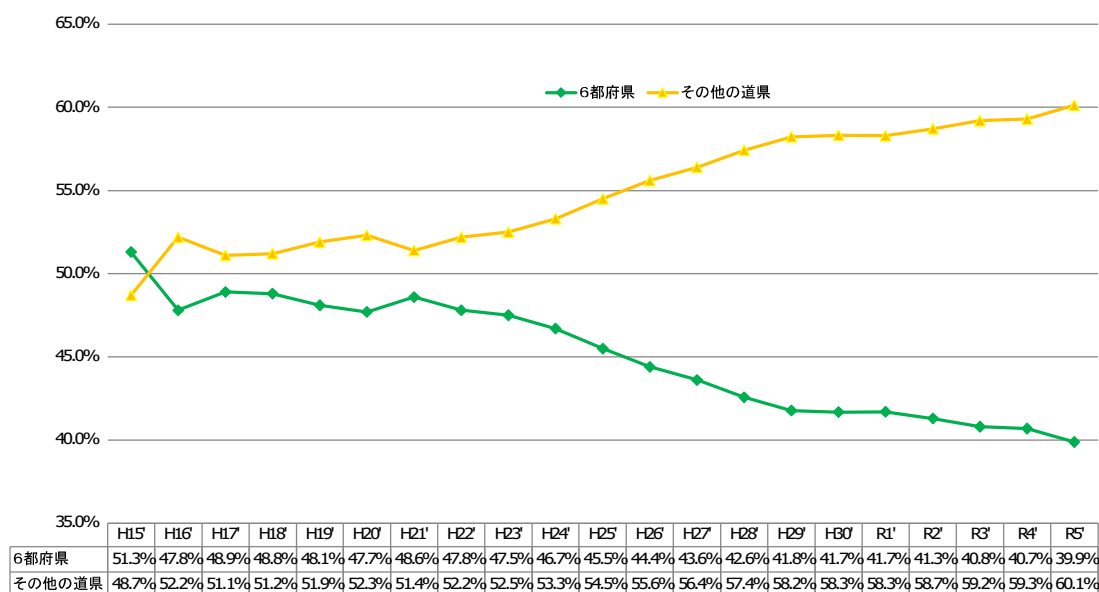
研修医の募集定員数、研修希望者数、募集定員倍率（募集定員数÷研修希望者数）の推移



2

研修医の採用人数の割合の推移〈6都府県とその他の道県〉

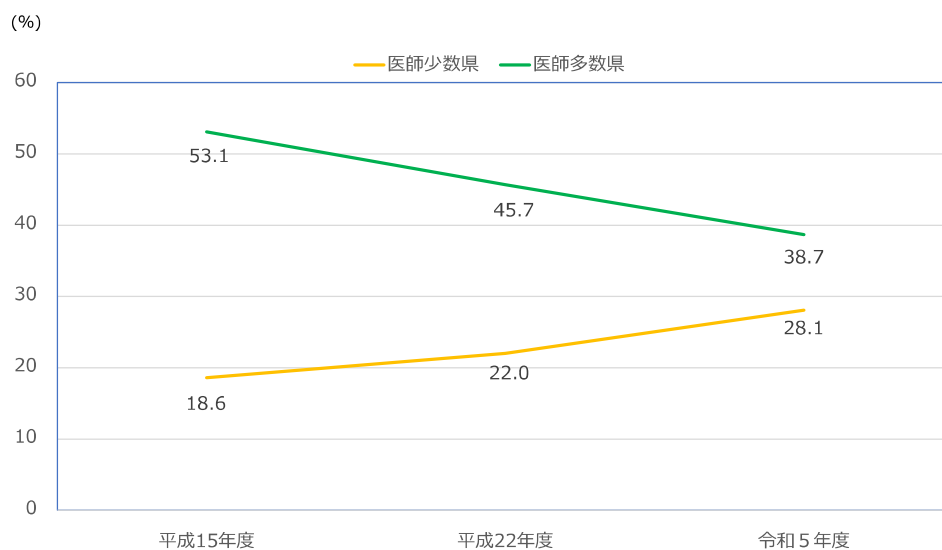
大都市部のある6都府県（東京・神奈川・愛知・京都・大阪・福岡）の採用人数の割合は、臨床研修の必修化前の51.3%（平成15年度）から39.9%（令和5年度）まで減少している



3

研修医の採用人数の割合の推移〈医師多数県と医師少数県〉

研修医の採用人数の割合は、平成15年度から令和5年度にかけて、医師多数県は53.1%から38.7%に減少した一方で（マイナス14.4ポイント）、医師少数県は18.6%から28.1%に増加した（プラス9.5ポイント）



医師多数県及び医師少数県は医師偏在指標（厚生労働省：令和5年8月時点）による

医師多数県（16都府県）：東京、京都、福岡、岡山、沖縄、徳島、大阪、長崎、石川、和歌山、佐賀、熊本、鳥取、奈良、高知、香川
 医師少数県（16県）：岩手、青森、新潟、福島、茨城、埼玉、秋田、山形、静岡、千葉、群馬、長野、岐阜、三重、宮崎、山口

4

令和7年度の研修希望者数の推計結果

令和7年度の研修希望者数（推計）（10,540人）

= ①令和6年度実施のマッチングに参加する者の人数 (10,332人)
 + ②令和6年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数 (208人)

①令和6年度実施のマッチングに参加する者の人数 (10,332人)
 = ④令和6年度時点の6年生のうちマッチングに参加する者の人数 (9,314人)
 + ⑤令和5年度の医師国家試験不合格者数 (860人)
 + ⑥国外の医学部の卒業者・卒業予定者数 (158人)

④令和4年度時点の4年生の人数から推計

⑤令和5年度時点の6年生の人数（推計）から推計

⑥直近3回のマッチングに参加した国外の医学部の卒業者・卒業予定者数の平均で代替

②令和6年度時点の自治医科大学及び防衛医科大学校の6年生の人数 (208人)
 令和5年度時点の5年生の人数で代替

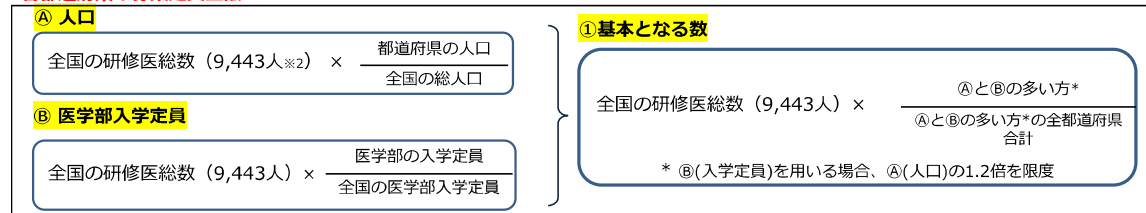
5

令和7年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法

■全国の募集定員上限（11,067人）

研修希望者数（推計）（10,540人）× 1.05 ※1 ※1 令和7年度までに段階的に1.05まで縮小

■各都道府県の募集定員上限



※2 研修医総数（推計）は、研修希望者数（推計）に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

+ ② 地域枠による加算

地域枠入学者数 × 1.05 ※1

+ ③ 地理的条件等による加算

- (1) 100km当たり医師数※3
- (2) 離島の人口※4
- (3) 医師少数区域の人口※5
- (4) 都道府県間の医師偏在状況※6

※3 100km当たりの医師数が、全国平均より少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算
 ※4 ①× 離島人口×3/当該都道府県の人口 を加算
 ※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数を「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算
 ※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数を、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数を加算

+ ④ 激変緩和措置（直近の採用人数保障）

- ・①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和5年度）の採用人数より少ない都道府県は、令和5年度の採用人数と「令和6年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする
- ・上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和5年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和5年度採用数）の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
- ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

+ ⑤ 募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る場合の加算 ※上記11,067人に別途加算するもの

- ・①～④の結果、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%（過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの）を上回る都道府県（令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④による加算の対象ではない都道府県に限る）に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算

（注）令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うこととする。

6

省令施行通知（定員部分抜粋）

医政発第0612004号

平成15年6月12日

（一部改正令和6年2月8日）

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

(1) 募集定員の上限

(略)

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定することとし、各病院の妊娠・出産・育児に関する施設及び取組を勘案して当該定員を設定するよう努めること。

その際、(1)アの医師少数区域の人口によって加算された配分については、医師少数区域の基幹型臨床研修病院等に配分することとし、前述5の(1)ア(カ)により小児科・産科研修プログラムを設けた病院に対し、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員の上限から4を配分すること。

また、前述5の(1)ア(ク)により基礎研究医プログラムを設けた病院に対し、当該プログラムの募集定員分として、国が定める都道府県ごとの定員枠から配分すること。

24 募集定員の通知

(1) 都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。

- (2) 都道府県知事は、臨床研修病院ごとの定員を定めるに当たっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該定員の算定方法を通知しなければならないこと。
- (3) 都道府県は、当該通知書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

- (1) 都道府県は、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とすること。
- (2) 地域医療対策協議会の構成員については、「地域医療対策協議会運営指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知）を参照とすること。
- (3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
 - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。
 - カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。
 - キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関すること。